

保護司 新任及び退任

11月30日付けで当村保護司の奈良優一氏が退任されました。奈良氏は平成19年12月より15年間保護司としてご活躍され、この度「法務大臣感謝状」および「埼玉県社会福祉大会会長表彰」を受賞されました。長い間ありがとうございました。

また後任の保護司には12月1日付けで大澤孝氏が委嘱されております。





新任保護司 大澤氏 退任保護司 奈良氏





文化財防火訓練を開催します

貴重な文化財を災害から守り、後世へ伝えていくため、多くの方々の参加をお願いします。

日 時 1月22日(日)

午前9時30分~

場 所 奥沢地内・奥沢神社

実施機関 小川消防署東秩父分署・

東秩父消防団・奥沢地区住民(令和4年度住宅防火モデル地区)・東秩父村教育

委員会

問合せ 小川消防署東秩父分署

☎82−1215

令和4年度 第8回 ココロをつなぐ芸術展

展示期間:1月25日(水)~29日(日)

午前10時~午後3時

場 所:ふれあいセンターフラットピア川島

川島町八幡6丁目1-2

内 容:比企地域の精神障がいのある当事者の方

が自己表現したアート展

主 催:比企地域自立支援協議会

費 用:無料

問 合 せ:比企生活支援センター

☎81-7145

住民福祉課 福祉年金担当

☎82-1226

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止となる場合があります。

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十一回特別弔慰金の申請期限は令和5年3月31日までです

○特別弔慰金の趣旨

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第十一回特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

〇支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族のお一人に支給。

- 1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2. 戦没者等の子
- 3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
- ※戦没者等の死亡まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
- ○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- ○請求期限 令和5年3月31日まで
- ※請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。 請求手続きなど詳しくは、住民福祉課福祉年金担当(☎82-1226)までお問合せください。